

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 6 年(2024 年)5 月 21 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 5 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】金融商品取引等を装った詐欺の被害に遭ったと主張する X らが、IP 電話サービス会社 Y の電話転送サービスが詐欺の実行を容易にし詐欺の実行犯 Y を過失により幫助したとして共同不法行為による損害賠償を求めたが、請求が棄却された事例(東京高裁)

参照条文等:民法 709 条、719 条 2 項、犯罪による収益の移転防止に関する法律 4 条 1 項

キーワード:電話転送サービス 詐欺 過失による幫助

【2】Y 社所属のアイドルグループのメンバー A の遺族が、A の自殺は Y 社らによる過重な活動による A の正常な認識の阻害などに起因するとして賠償請求をしたところ、これが棄却された事案(東京高裁)

参照条文等:民法 709 条、715 条、415 条(平成 29 法 44 号改正前)、会社法 350 条、民事訴訟法 143 条

キーワード:アイドルグループ 自殺 賠償請求

【3】高校 1 年生の生徒 X が自転車競技部の部活動練習で両下肢全廃等の後遺障害を負った事故につき X とその父親が顧問教諭の注意義務違反等を主張して損害賠償請求した事案で、注意義務違反を認め請求の一部を認容した事例(京都地裁)

参照条文等:国賠法 1 条 1 項、民法 722 条 2 項

キーワード:部活動 注意義務違反 顧問教諭

【4】学校法人 Y1 経営の A 幼稚園に在籍していた X1 が弁当のウイナーを誤嚥し重篤な後遺症を負った事故につき、X1 が園長らの過失又は安全配慮義務違反を主張し損害賠償等を求めた事案で、園長らの過失を認め請求の一部を認容した事例(令和 5 年 3 月 23 日さいたま地裁)

参照条文等:民法 709 条・715 条・415 条

キーワード:幼稚園 弁当のウイナー 誤嚥

【5】原告はネット上に原告の父が韓国籍を有していたとの記事を掲載したところ、ツイッター上に出自を侮辱する記事が投稿されたため発信者情報の開示により被告が投稿者であると主張して損害賠償を求めた事案で、被告の不法行為を認めた事案(令和 5 年 6 月 19 日東京地裁)

参照条文等:民法 709 条、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律前文、2 条、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 4 条

キーワード:発信者情報の開示 損害賠償請求 ツイッター上の投稿

（商事法）

【6】株券発行前にした株券発行会社の株式の譲渡は、譲渡当事者間においては株券の交付がないことをもってその効力が否定されず、また株券発行会社の株式の譲受人は、譲渡人の株券発行会社に対する株券発

行請求権を代位行使することができる」と判示(令和 6 年 4 月 19 日最高裁)

参照条文等:会社法 128 条

キーワード:株券発行前 株式譲渡 株券発行請求権の代位行使

(知的財産)

【7】YouTube に動画を投稿していた X が、Y1・Y2 が共謀して YouTube に対し X の投稿した動画を対象とする著作権侵害通知を提出して当該動画を削除させた行為を違法であるとして Y らに対し損害賠償の支払いを求め、請求が認容された事例(令和 4 年 10 月 14 日大阪高裁)

参照条文等:民法 709 条、719 条、著作権法 2 条 1 項 1 号

キーワード:YouTube 著作権侵害通知 動画削除

【8】原告は指定商品を第 27 類「じゅうたん」等とする「Nepal Tiger」の商標について商標登録出願を行ったが拒絶査定がされ不服審判を請求においても特許庁が不成立の審決をしたため、その取消しを求めて本件訴訟を提起し、原告の請求が認容された事案(令和 6 年 4 月 11 日知財高裁)

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

キーワード:商標登録出願 拒絶査定 不成立の審決の取り消し

【9】名称を「バリア性積層体、該バリア性積層体を備えるヒートシール性積層体および該ヒートシール性積層体を備える包装容器」とする特許の取消決定に対する取消訴訟で、本件発明が容易に発明できたとはいえないとして特許取消決定を取消した事案(令和 6 年 4 月 22 日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 2 項

キーワード:特許決定 特許と理系決定の取り消し 容易に発明

【10】原告は被告会社が受託した小冊子への原告が著作権を有する写真の掲載を許諾したが、同社がそのウェブページに本件写真を掲載したため原告が損害賠償を請求した事案で、引用に該当するとの被告の主張を退け、原告の請求が一部認容された(令和 5 年 5 月 18 日東京地裁)

参照条文等:著作権法 32 条 1 項

キーワード:引用 著作権 写真の掲載

【11】第 44 類「歯科医業」等を指定役務とする「子どもとママの歯医者さん」なる登録商標の商標権者である原告が、「香椎照葉こどもとママの歯科医院」なる標章を付して歯科医院を運営する被告の行為は商標権侵害であるとした差止め請求が棄却された事例(令和 6 年 4 月 18 日大阪地裁)

参照条文等:商標法 36 条 1 項

キーワード:差止め請求 棄却 商標権侵害

【12】国内書面における発明者の氏名として「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載した出願を却下処分された原告が、本件処分の取消しを求めて提起したが、特許法に規定する発明者は自然人に限られるものと解するのが相当であるとして請求が棄却された(令和 6 年 5 月 16 日東京地裁)

参照条文等:特許法 36 条 1 項、29 条 1 項 2 項

キーワード:発明者 AI 自然人

(刑事法)

【13】勾留請求された被疑者に裁判官が被疑事件を告げるに当たり刑訴法 207 条 2 第 2 項に規定する個人特定事項を明らかにせずとも、その余の事項から当該被疑事件を特定でき、また同条は被疑者が弁護人に依頼する権利を妨げないから同法 433 条の抗告理由に当たらないと判示(令和 6 年 4 月 24 日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 207 条の 2

キーワード: 個人特定事項 秘匿手続 勾留請求

(公法)

【14】法人税法 127 条 1 項の規定による青色申告の承認の取消処分については、その処分により制限を受ける権利利益の内容、性質等に照らし、その相手方に事前に防御の機会が与えられなかったからといって憲法 31 条の法意に反するものとはいえないと判示(令和 6 年 5 月 7 日最高裁)

参照条文等: 憲法 31 条、法人税法 127 条 1 項

キーワード: 青色申告 承認取消処分 防御の機会

【15】総務大臣が泉佐野市に対しふるさと納税分の税収を考慮して特別交付税額を決定したため同市が決定の取消しを求めて国を提訴。本件紛争は国と地方団体がそれぞれ行政主体としての立場で法規の適用の適正をめぐり一般公益の保護を目的として係争するもので裁判所法上の「法律上の争訟」に該当しないとし、訴えを却下(令和 5 年 5 月 10 日大阪高裁)

参照条文等: 地方交付税法 15 条 1 項、2 項、裁判所法 3 条 1 項

キーワード: 行政権の主体 行政権内部の法適用 一般公益

【16】X が内閣官房内閣総務官に対し行政情報公開法に基づき行政文書 5 件の開示請求をし、事務処理上の困難から同法 10 条 2 項に基づき開示期限を 30 日延長する旨の通知を受けたためそれを違法として国に対し国家賠償請求したところ、X の請求が棄却された事例(令和 5 年 2 月 21 日大阪地裁)

参照条文等: 行政情報公開法 10 条 2 項、国賠法 1 条 1 項

キーワード: 情報公開 期限延長 事務処理上の困難

(社会法)

【17】労働者 X と使用者 Y との間に当該労働者の職種等を特定のものに限定する旨の合意がある場合において、Y が X に対してした異なる職種等への配置転換命令につき、配置転換命令権の濫用に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例(令和 6 年 4 月 26 日最高裁)

参照条文等: 労働契約法 7 条、8 条

キーワード: 職種及び業務内容 限定合意 配置転換

【18】気管支喘息用の医療用医薬品 (X 商品)を製造販売する X が、X 商品の形態は商品等表示にあたり、Y1 が X 商品に類似した形態のジェネリック医薬品 (Y 商品)を製造し Y2 がこれを販売するのは不正競争行為に当るとして Y 商品の廃棄及び損害賠償等を求めたところ、請求が棄却された事例(令和 4 年 12 月 20 日東京地裁)

参照条文等: 不正競争法 2 条 1 項 1 号

キーワード: 商品の形態 出所表示機能 商品等表示 特別顕著性 周知性

【19】期雇用契約社員又は準社員と正社員との間で (1)通勤手当 (2)扶養手当 (3)リフレッシュ休暇 (4)賞与及び基本給 (5)年次有給休暇の半日単位の取得 (6)年次有給休暇日数、(7)特別休暇 (8)福利厚生に違いがあるのは労契法違反との訴えに(2)、(3)、(5)、(7)の相違を不合理として損害賠償請求を一部認容(令和 5 年 3 月 16 日津地裁)

参照条文等: 労契法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条

キーワード: 正社員 労働条件の相違 不合理

【20】日本郵便株式会社が正社員に支給する寒冷地手当は他地域で働く社員との公平を図る趣旨であり、一方時給制契約社員の基本賃金は勤務地域毎に必要とされる生計費を考慮して決定されているから寒冷地手当支給の趣旨が時給制契約社員には妥当せず、不合理性はないとされた事例(令和 5 年 7 月 20 日東京地裁)

参照条文等:労働契約法(平 30 法 71 号改正前)20 条

キーワード:正社員 契約社員 寒冷地手当

(その他・士業関係)

【21】弁護士法 25 条 1 号の「その依頼を承諾した事件」には裁判所から相手方の職務代行者として選任され相手方のために訴訟行為をした事件も含み、そう解せずとも同号を類推適用して当該職務が排除されるとして当該弁護士の基本事件における訴訟行為を排除した事例(令和 5 年 8 月 30 日福岡地裁)

参照条文等:弁護士法 25 条 1 号、2 号

キーワード:職務を行ない得ない事件 訴訟行為の排除 職務代行者

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】東京高裁判決令和 4 年 4 月 12 日 判例時報 2586 法 17 頁

令和 3 年(ネ)第 41 号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))

金融商品取引等を装った詐欺の被害に遭ったと主張する X らが、IP 電話サービス提供等を目的とする会社 Y に対し、Y が犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)所定又は条理上の本人確認義務等を怠って電話転送サービスを提供したことによって、詐欺の実行を容易にし、もって、詐欺の実行犯を過失により幫助したものとして、共同不法行為責任を負うと主張し、損害賠償を請求した。

本判決は、犯収法 4 条 1 項 1 号の本人確認義務の対象となる顧客とは、役務の直接の受け手である契約の相手方であり、Y は中間業者の本人確認を行っているから本人確認義務違反はないとし、また、規範 1:Y は、犯収法施行の前後を問わず、取引の相手方である中間業者などの顧客についての本人確認義務を負い、これを怠った場合、過失による幫助の不法行為責任を負い、規範 2:特定の番号について犯罪に利用される具体的な危険性が予見ないし認識できた場合には、電話番号の役務提供の解約等の措置を講ずるべき注意義務を負い、これを怠った場合、過失による幫助の不法行為責任を負い、規範 3:中間業者が顧客の本人確認を怠っていることが予見できる場合には、中間業者の顧客の本人確認義務履行の調査及び回線の取引停止などの条理上の注意義務を負う、との各規範について具体的に検討し、Y には責任は認められないとした。

参照条文等:民法 709 条、719 条 2 項、犯罪による収益の移転防止に関する法律 4 条 1 項

【2】東京高判令和 4 年 12 月 21 日 判例タイムズ 1518 号 104 頁

令和 4 年(ネ)第 3329 号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却、確定)

Y1 社に所属するアイドルグループのメンバー A の遺族が、Y1 らが A に対し、過重な活動をさせるなどしたために、A が正常な認識等を著しく阻害される精神状態となった、Y1 が進学費用の貸付けを約束しながら、その納付期限の直前になって Y1 の従業員 Y3 が A に貸付けを撤回する旨を告げた、Y1 の代表者 Y2 が、A に対し、グループの活動を続けなければならぬ違約金 1 億円を支払えという趣旨の発言をしたと主張し、これら一連の行為により、A が自死したとして、Y1 らに対し、共同不法行為による損害賠償請求(Y1 に対しては、選択的に、安全配慮義務違反の債務不履行による損害賠償請求)を行った。

本判決は、上記遺族の各主張に対し、A がグループの活動により正常な認識等を著しく阻害される状態になったとは認められない、Y3 は Y2 の了解の下、A に対し生活態度等の注意をし、進学費用の貸付けを留保する旨を伝えたが、A に反省させたいうで納付期限に間に合うように進学費用を A に渡すことを意図しており、Y3 の行為は A に対する指導の範疇を超えるものではなく違法とはいえない、Y2 が違約金 1 億円の発言をした事実は認められないとして、遺族の請求を棄却した。

参照条文等:民法 709 条、715 条、415 条(平成 29 法 44 号改正前)、会社法 350 条、民事訴訟法 143 条

【3】京都地判令和 5 年 2 月 9 日 判例時報 2585 号 51 頁

平成 30 年(ワ)第 532 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴、和解))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/057/092057_hanrei.pdf

高校一年生の生徒(X)が自転車競技部に入部して約 1 か月後の部活動練習で、国道の下り坂を上級生らとともに自転車運転走行中、カーブを曲がり切れずにガードレールに衝突し、その先の側溝に転落して両

下肢全廃等の後遺障害を負った事故につき、X とその父親が顧問教諭の指導に注意義務違反があった等と主張して国賠法 1 条 1 項に基づき損害賠償請求した事案で、注意義務違反の有無と過失相殺が主たる争点となった。

裁判所は、上級生らとともに走行させれば技能が十分でない X が走行を制御することができない事態に陥る危険があることを顧問教諭は予見することができたと認定した上で、(1)X に対し上級生らに合わせて走行する必要はないと指導する、(2)上級生らに対し X がグループに加わることから自分たちの普段の練習より遅い速度で走行するよう指導するなど、その危険を回避するための特別な指導をしていなかったとして、顧問教諭の注意義務違反を認めた。過失相殺については、X が転倒しない速度を維持できなかったこと、車間距離を詰める必要があると道交法に違反した認識を持っていたこと、疲労を申告しなかったことなどをもって過失とみることはできないとし、過失相殺を認めなかった。以上の結果、X らの請求を認めたが、損害認定の関係で一部認容判決となった。

参照条文等:国賠法 1 条 1 項、民法 722 条 2 項

【4】さいたま地判令和 5 年 3 月 23 日 判例時報 2584 号 89 頁

平成 30 年(ワ)第 1303 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

本件は、学校法人 Y1 の経営する A 幼稚園の年中組に在籍していた X1 が、昼食時に、持参した弁当のウインナーを誤嚥して窒息し、低酸素性虚血性脳症等の重篤な後遺症を負った事故につき、X1 が、Y1、救護に当たった職員のうち園長の Y3 及び教諭 Y4 並びに Y1 の理事長 Y2 に対して、(1)X1 の意識喪失後直ちに心肺蘇生法を実施しなかったこと(2)適時適切な異物除去措置を実施しなかったことに過失若しくは安全義務違反があると主張し、(3)Y には園児の安全を管理する体制を構築しなかったことに過失又は安全配慮義務違反があると主張して、不法行為又は債務不履行に基づき、損害賠償請求(将来の介護費等 5 億 1750 万 0143 円)を求めた事案であり、X1 の父 X3、母 X4、姉 X2 も Y らに対し、固有の慰謝料等(各 880 万円)を請求した事案である。

本判決は、Y3 及び Y4 が医療従事者でないこと等の事情から、講学上最良とされる救命措置を講じることができなかったとしても、それが直ちに法律上の過失等を構成するものではないとし、その上で、X1 がぐたつとした様子であったところ、Y3 が駆け付け、周囲の他の職員らとも協力の上、強い力で X1 の背中を 4~5 回叩いたが、異物は出てこなかった時点では、それまでの経過や X1 の意識・反応がない様子等に照らして、医療従事者でない Y3 にとっても、少しでも早く心肺蘇生法を実施すべき状況だったとして Y3 に過失等を認め、Y3 の過失等がなければ、X1 に重篤な後遺症が残らなかった高度の蓋然性が存するとまでは認められないが、相当程度の可能性侵害の限度で、Y1、Y2 及び Y3 は責任を負うとし、X1 との関係で、550 万円(慰謝料 500 万円、弁護士費用 50 万円)の支払を命じ、X1 のその余の請求及び X2~X4 の請求を棄却した。なお、Y らは、母 X4 に落ち度があるとして被害者側の過失を主張したが、裁判所は、当時 4 歳 10 か月の X1 の弁当に入れるウインナーとして 2.5 センチ大のものが殊更誤嚥しやすい大きさであると認めることができない等として過失相殺を認めなかった。

参照条文等:民法 709 条・715 条・415 条

【5】東京地判令和 5 年 6 月 19 日 判例タイムズ 1518 号 244 頁

令和 3 年(ワ)第 31644 号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/337/092337_hanrei.pdf

原告は、インターネット上に、原告の父が韓国籍を有していたことに関する記事を掲載したところ、ツイッター上に、「チョン共が何をして、何故日本から嫌われているかがよくわかるわい」等の記事が投稿されたため、発信者情報開示の手続により投稿者にかかる情報開示を受け、その結果被告が投稿者であると主張し

て、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた。

本判決は、被告が投稿者であると認定した上で、原告が主張した、本邦外出身者がそれを理由に差別され地域社会から排除されない権利の侵害については、これを不法行為法上の権利ないし法律上保護された利益と認める余地があるとしても、本件記事は、その閲覧者に対し原告を地域社会から排除することを先導するような表現とはいえ原告のそのような権利が侵害されたとはいえないとし、本邦外出身者がその出身国等の属性に関して有する民族的アイデンティティという被侵害利益の侵害については、これを原告の自己の出自に関する人格権としての個人の名誉感情(憲法 13 条)が侵害された旨の主張とした上で、本件投稿は社会通念上許される限度を超える侮辱行為と認められ、原告の出自に関する名誉感情を侵害しているとして、不法行為の成立を認め、被告に対して金 33 万円の支払いを命じた。

参照条文等:民法 709 条、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律前文、2 条、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 4 条

(商事法)

【6】最二判令和 6 年 4 月 19 日 裁判所 HP

令和 4 年(受)第 1266 号 各株券引渡請求及び独立当事者参加事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/912/092912_hanrei.pdf

裁判要旨

1 株券発行前にした株券発行会社の株式の譲渡は、譲渡当事者間においては、株券の交付がないことをもってその効力が否定されることはない

(理由)

会社法 128 条 1 項は、株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じないと規定しているところ、株券の発行前にした譲渡について、仮に同項が適用され、株券の交付がないことをもって、株券発行会社に対する関係のみならず、譲渡当事者間でもその効力を生じないと解すると、同項とは別に株券発行会社に対する関係に限って同条 2 項の規定を設けた意味が失われることとなる。また、株券の発行前にした譲渡につき、株式は意思表示のみによって譲渡することができるとの原則を修正して譲渡当事者間での効力まで否定すべき合理的必要性があるということもできない。

2 株券発行会社の株式の譲受人は、譲渡人の株券発行会社に対する株券発行請求権を代位行使することができる

(理由)

株券発行会社の株式の譲受人は、株券の発行前に株式を譲り受けたとしても、当該株式に係る株券の交付を受けない限り、株券発行会社に対して株主として権利を行使することができないから(会社法 128 条 2 項)、当該株式を譲り受けた目的を実現するため、譲渡人に対して当該株式に係る株券の交付を請求することができることと解される。

参照条文等:会社法 128 条

(知的財産)

【7】大阪高判令和 4 年 10 月 14 日 判例タイムズ 1518 号 131 頁

令和 4 年(ネ)第 265 号、令和 4 年(ネ)第 599 号 損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件(控訴棄却(控訴事件)、変更(附帯控訴事件)、上告、上告受理申立)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/484/091484_hanrei.pdf

YouTube に動画を投稿していた X が、Y1・Y2 が共謀して、YouTube に対し X の投稿した動画(自らが編み物を編む場面や作品等を撮影したもの)を対象とする著作権侵害通知を提出して当該動画を削除さ

せた行為を違法であるとして、Y 1 に対し、損害賠償の支払いを求めた事案。

本判決は、Y 1 がした著作権侵害通知に法的根拠がないこと、Y 1 のどの動画の著作権を侵害したのかの X の問い合わせに Y 1 が回答をせず、専ら X を困惑させる対応に終始したこと、Y 1 が同警告に対し異議申立てをせず示談をするよう促すコメントを公表したこと、Y 1 が X の提訴後ですら著作権侵害を理由とする裁判手続をとろうとしないこと、Y 1 が X 以外の複数のチャンネル開設者等に対しても著作権侵害通知を提出した上、これに加担する Y 2 が投稿者に脅迫的なメッセージを投稿して示談を求めるなど、Y 1 には編み目の著作物性が認められにくいことを認識していながら、自己が著作権者であることや通知内容の正確性を検討せず漫然と著作権侵害通知を提出した点に過失があり、通知制度を濫用したとさえいえるとして、Y 1 に対し共同不法行為の成立を認め、X 動画の削除が表現の自由に関わるもので、削除された X 動画の分量や削除期間、Y 1 の行為の悪質性等を考慮して、慰謝料の認容額を 5 万円から 20 万円に増額した。

参照条文等:民法 709 条、719 条、著作権法 2 条 1 項 1 号

【8】知財高判令和 6 年 4 月 11 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10115 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/920/092920_hanrei.pdf

原告は、「Nepal Tiger」の文字を標準文字で表してなり、指定商品を第 27 類「じゅうたん」等とする商標(本願商標)について商標登録出願を行ったが、拒絶査定がされたので、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求めて、本件訴訟を提起した事案。

本件の全証拠によっても、「Nepal Tiger」の語句が、一体として「ネパールで生産された、トラの図柄を描いた、あるいはトラの形状を模した、じゅうたん」等を意味するものとして、じゅうたんの取引者等によって使用されている取引の実情が存在するとは認められず、その他の本願の指定商品に関連して「Nepal Tiger」の語句が一体として用いられる取引の実情が存在するとも認められない。

また、「Nepal Tiger」の語句が一体のものとして辞書等に採録されているとは認められず、トラに関する亜種の名称や通称名等として、「ネパールタイガー」又は「ネパールトラ」と呼ばれるものがあるとも認められない。

そうすると、「Nepal Tiger」の語句は、通常は組み合わされることのない「Nepal」の語と「Tiger」の語とが組み合わされ、まとまりよく一体的に表されたものであるといえることからすれば、これを一体として組み合わされた一種の造語とみるのが相当である。

従って、本願商標の取引者及び需要者は、「Nepal Tiger」の語句について、指定商品に係る商品の産地、販売地又は品質を表示したものであると直ちに認識するものではないというべきであるから、本願商標は、商標法 3 条 1 項 3 号に該当するものとは認められない、として原告の請求は認容された。

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

【9】知財高判令和 6 年 4 月 22 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10091 号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/977/092977_hanrei.pdf

発明の名称を「バリア性積層体、該バリア性積層体を備えるヒートシール性積層体および該ヒートシール性積層体を備える包装容器」とする発明に係る特許を取り消した特許取消決定に対する取消訴訟であり、本件発明が甲 3 発明に基づき容易に発明することができたとはいえないとして、特許取消決定を取り消した事案。

本件発明の内容は、ポリプロピレンフィルムと蒸着膜との間に、密着性に優れた極性基を有する樹脂材料

を含む表面コート層を備えることにより、層間の剥離を防止し、また、シランカップリング剤とともに用いられる場合も含め金属アルコキシドと水溶性高分子との樹脂組成物からなるバリアコート層を蒸着膜上に設けることで、蒸着膜のクラック発生をも防止し、さらには、ボイル又はレトルト処理が行われる場合であってもガスバリア性の低下の抑制が図られるように、バリアコート層表面の珪素原子と炭素原子との割合を特定の範囲にしたものであって、高いガスバリア性を有するボイル又はレトルト用バリア性積層体を提供するという技術的意義を有するといえる。そして、本件明細書によれば、ボイル又はレトルト用であるか否かに係る相違点 1-3 と、珪素原子と炭素原子の比の数値範囲に係る相違点 1-2 は、一体として検討されるべきものである。

以上を前提に、相違点 1-2 と相違点 1-3 に係る容易想到性につき一括して判断するに、本件決定は、甲 3 発明に、甲 4 記載事項のオーバーコート層における炭素原子に対する珪素原子の比率を適用するものである。しかし、甲 4 記載事項は、前提とする積層構造が、甲 3 発明と異なる上、以下のとおり、甲 4 は、甲 3 発明とは技術分野が共通するものとはいえず、さらに、相違点 1-3 に係る構成(ボイル又はレトルト用)を開示又は示唆するものでもない。すなわち、甲 4 は、高温高湿な環境においても長期間断熱性能を維持することができる真空断熱材用外包材等の提供を目的とするものであるが、高温多湿な「環境」を想定するにとどまり、物を入れて積極的に加熱殺菌処理をする行為であるレトルトやボイルを想定しているとはおよそ考えられず、実際、甲 4 には、レトルトやボイルを前提とする記載はない。その上、甲 3 には、炭素が少なすぎると膜質が脆くなることが示唆されているのに対し、甲 4 には、金属原子に対して炭素原子の数が過剰に多くなるとオーバーコート層の脆性が大きくなって、ガスバリア性の低下につながる旨の記載があるところ、これは、上記甲 3 の記載と正反対の内容である。

そうすると、当業者において、甲 3 発明の食品包装材料についてボイル又はレトルト用途とすることを想起したとしても、甲 4 におけるオーバーコート層を構成する原子における金属原子の比率は加熱によってもガスバリア性が維持されるかどうかとは関わりのないものであること、甲 4 には、炭素原子と金属原子の比率と、膜質の脆性について、甲 3 と正反対の記載があることに鑑みても、甲 3 発明とは技術分野も積層構造も異なる真空断熱材用外包材に関する甲 4 の積層体の中から、オーバーコート層付きフィルムの中のオーバーコート層及び無機層に関する記載に着目した上、オーバーコート層における炭素原子に対する金属原子の比率(金属原子数/炭素原子数)を参酌して、甲 3 発明に適用する動機付けを導くには無理があるというほかなく、本件決定の判断には誤りがある。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

【10】東京地判令和 5 年 5 月 18 日 判例時報 2585 号 112 頁

令和 3 年(ワ)第 20472 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/100/092100_hanrei.pdf

写真家である原告が、デザインの企画・制作等を行う被告会社が受託した小冊子の作成において原告が著作権を有する写真(本件写真、本件著作権)を同小冊子に掲載することを合計 460 万円で許諾したところ、被告会社は小冊子作成後、自社の実績紹介として被告会社のウェブページに本件写真を掲載した。原告は、同掲載行為が本件著作権に係る公衆送信権侵害を構成すると主張し、被告会社及びその代表者に対し損害賠償等を請求し、被告らが掲載は著作権法 32 条 1 項の「引用」に該当すると主張して争った。

裁判所は、著作権法 32 条 1 項の「引用」につき、公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であるかどうかは、社会通念に照らし、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作権の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の程度などを総合考慮して判断されるべきであるとした上で、本件各写真は商業的価値が高いものであるところ、契約の許諾期間経過後の掲載であること、それ自体独立して鑑賞の対象となる態様で大きくウェブページに掲載されていること、本件各写真の

デジタルデータは無断複製防止措置がされずインターネット上に相当広く複製等されていて著作権者である原告に及ぼす影響も重大と認められることなどからすれば、公正な慣行に合致せず、かつ、引用の目的上正当な範囲内と認めることはできないと判示し、被告らの主張を排斥し、著作権侵害を認め、損害額が414万円になると認定し、一部認容判決を言い渡した。

参照条文等:著作権法 32 条 1 項

【11】大阪地判令和 6 年 4 月 18 日 裁判所 HP

令和 5 年(ワ)第 691 号 商標権侵害差止等請求事件 商標権 民事訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/972/092972_hanrei.pdf

「子どもとママの歯医者さん」の文字を標準文字で表してなり、第 44 類「歯科医業」等を指定役務とする登録商標(本件商標)の商標権者である原告が、歯科医院を運営する被告に対し、「香椎照葉こどもとママの歯科医院」(被告標章)を付して役務を提供するといった被告の行為は、原告の商標権を侵害するものであるとして、差止め等を求めた事案。

被告標章は、「香椎照葉こどもとママの歯科医院」の同一字体の文字を 1 行の横書きにて配して成るものである。このうち、「こどもとママの歯科医院」の部分は、母子を歯科治療の対象としている意味合いを伝えるにすぎないことに加え、歯科治療の対象となる特定の属性を表現した商標は、多くの歯科医院において使用されていることが認められる。そうすると、被告標章のうち「こどもとママの歯科医院」の部分は、自他役務の識別力が弱いというべきであるから、同部分が、取引者又は需要者に対し、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるということではできず、同部分だけを抽出して本件商標と比較して類否を判断することは相当でない。

そこで、本件商標と被告標章全体を比較して類否を判断するに、本件商標と被告標章の外観は、少なくとも「香椎照葉」の有無という明らかな相違がある。また、本件商標からは「子供と母親のための歯医者さん」という観念が生じるのに対し、被告標章からは「香椎照葉にある子供と母親のための歯科医院」という観念が生じる。そして、本件商標は「コドモママノハイシャサン」又は「ママトコドモノハイシャサン」という称呼が生じるのに対し、被告標章は「カシイテリハコドモママノシカイイン」という称呼が生じる。したがって、本件各商標と被告標章は、外観、観念及び称呼のいずれをみても、明確に相違をしており、取引の実情を考慮しても、需要者がその出所につき誤認混同を生じるおそれがあるとはいえない。

以上から、原告の請求はいずれも理由がない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 36 条 1 項

【12】東京地判令和 6 年 5 月 16 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ウ)第 5001 号 出願却下処分取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/981/092981_hanrei.pdf

国内書面における発明者の氏名として「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載した本件出願を却下処分された原告が、本件処分の取消しを求めて提起したが、特許法に規定する発明者は自然人に限られるものと解するのが相当であるとして、請求を棄却された事案。

知的財産基本法 2 条 1 項は、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうと規定している。上記の規定によれば、同法に規定する「発明」とは、人間の創造的活動により生み出されるものの例示として定義されていることからすると、知的財産基本法は、特許その他の知的財産の創造等に関する基本となる事項として、発明

とは、自然人により生み出されるものと規定していると解するのが相当であり、AI は、法人格を有するものではないから、上記にいう「発明をした者」は、特許を受ける権利の帰属主体にはなり得ない AI ではなく、自然人をいうものと解するのが相当である。

他方、特許法に規定する「発明者」に AI が含まれると解した場合には、AI 発明をした AI 又は AI 発明のソースコードその他のソフトウェアに関する権利者、AI 発明を出力等するハードウェアに関する権利者又はこれを排他的に管理する者その他の AI 発明に関係している者のうち、いずれの者を発明者とすべきかという点につき、およそ法令上の根拠を欠くことになる。

このような観点からすれば、AI 発明に係る制度設計は、AI がもたらす社会経済構造等の変化を踏まえ、国民的議論による民主主義的なプロセスに委ねることとし、その他の AI 関連制度との調和にも照らし、体系的かつ合理的な仕組みの在り方を立法論として幅広く検討して決めることが、相応しい解決の在り方とみるのが相当である。グローバルな観点からみても、発明概念に係る各国の法制度及び具体的規定の相違はあるものの、各国の特許法にいう「発明者」に直ちに AI が含まれると解するに慎重な国が多いことは、当審提出に係る証拠及び弁論の全趣旨によれば、明らかである。

これらの事情を総合考慮すれば、特許法に規定する「発明者」は、自然人に限られるものと解するのが相当である。したがって、特許法 184 条の 5 第 1 項 2 号の規定にかかわらず、原告が発明者として「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載して、発明者の氏名を記載しなかったことにつき、原処分庁が同条の 5 第 2 項 3 号に基づき補正を命じた上、同条の 5 第 3 項の規定に基づき本件処分をしたことは、適法であると認めるのが相当である。

参照条文等:特許法 36 条 1 項、29 条 1 項 2 項

(刑事法)

【13】最三決令和 6 年 4 月 24 日 裁判所 HP

令和 6 年(し)第 262 号 勾留の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/929/092929_hanrei.pdf

(判旨)

本件抗告の趣意は、刑訴法 207 条の 2 の規定について、被疑者を勾留するに当たり、その理由を被疑事件を特定して告げるものとはいえず、また、被疑者が弁護人に依頼する権利を侵害するとして、憲法 34 条違反をいうが、勾留を請求された被疑者に裁判官が被疑事件を告げるに当たり、刑訴法 207 条の 2 第 2 項の規定する、個人特定事項を明らかにしない方法によったとしても、その余の事項から当該被疑事件を特定することができ、また、同条は、被疑者が弁護人に依頼する権利を行使することを妨げるものでもないから、同法 433 条の抗告理由に当たらない。

参照条文等:刑事訴訟法 207 条の 2

(公法)

【14】最三判令和 6 年 5 月 7 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ツ)第 334 号 法人税青色申告承認取消処分取消請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/950/092950_hanrei.pdf

法人税法 127 条 1 項の規定による青色申告の承認の取消処分については、その処分により制限を受ける権利利益の内容、性質等に照らし、その相手方に事前に防御の機会が与えられなかったからといって、憲法 31 条の法意に反するものとはいえない。

参照条文等:憲法 31 条、法人税法 127 条 1 項

【15】大阪高判令和 5 年 5 月 10 日 判例タイムズ 1518 号 95 頁

令和 4 年(行コ)第 53 号 特別地方交付税の額の決定取消請求控訴事件(取消自判、上告、上告受理申立)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/133/092133_hanrei.pdf

総務大臣が、泉佐野市に対し、ふるさと納税分の税収を考慮して令和元年度分の特別交付税額を決定したため、泉佐野市がその決定の取消しを求めて国を提訴した事案。本判決は、国と地方団体を当事者とする紛争は、個々の国民と同様の立場に立つて行うもの(財産権の主体となって自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合)は格別として、双方が行政権の主体同士として関与する、行政権内部の法適用の適正をめぐる一般公益に係る紛争である限り、法律上の争訟に該当しないとしたうえで、本件では地方交付税法の仕組みや目的等に照らすと、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けられるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規(地方交付税法)の適用の適正をめぐる一般公益(地方団体全体の利益)の保護を目的として係争するもので、裁判所法 3 条 1 項にいう「法律上の争訟」には当たらないとして、本訴えを却下した。

参照条文等:地方交付税法 15 条 1 項、2 項、裁判所法 3 条 1 項

【16】大阪地判令和 5 年 2 月 21 日 判例時報 2584 号 73 頁

令和 2 年(行ウ)第 138 号 違法確認等請求事件(棄却(確定))

本件は、X が内閣官房内閣総務官に対し、行政情報公開法に基づき、行政文書 5 件の開示請求をしたところ、開示請求の日から 30 日以内に開示決定等を行うことが事務処理上困難であるとして、同法 10 条 2 項に基づき、期限を 30 日延長する旨の通知を受けたため、本件延長は同項の要件を満たさないものであり、違法であるとして、Y(国)に対し、国家賠償請求(慰謝料 10 万円、弁護士費用 1 万円)をした事案である。

本判決は、開示を求める文書の件数が少ないとはいえないこと、5 件の文書のうち一部について、文書の特定の程度が必ずしも高いとはいえないものが含まれており、文書の検索作業が全体として容易なものであったとはいえないこと、内閣総務官室内の複数の部署において文書の検索作業をする必要があったこと、本件各開示文書が、本件開示請求により初めて開示を求められた文書であるため、文書の全体につき不開示情報の記載の有無を網羅的に検討する必要があったこと、本件開示請求当時、内閣総務官室において非常に多数の開示請求に対応する必要があったこと等の事情に照らし、事務処理上の困難があったと認められるから、本件延長は適法であり、国家賠償法の適用上違法であるとは認められないとして X の請求を棄却した。

参照条文等:行政情報公開法 10 条 2 項、国賠法 1 条 1 項

(社会法)

【17】最二判令和 6 年 4 月 26 日 裁判所 HP

令和 5 年(受)第 604 号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/928/092928_hanrei.pdf

裁判要旨

労働者 X と使用者 Y との間に当該労働者の職種等を特定のものに限定する旨の合意がある場合において、Y が X に対してした異なる職種等への配置転換命令につき、配置転換命令権の濫用に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

労働者と使用者との間に当該労働者の職種や業務内容を特定のものに限定する旨の合意がある場合には、使用者は、当該労働者に対し、その個別的同意なしに当該合意に反する配置転換を命ずる権限を有しないと解される。本件事実関係等によれば、X と Y との間には、X の職種及び業務内容を本件業務に係る技術職に限定する旨の合意があったというのであるから、Y は、X に対し、その同意を得ることなく総務課施設管理担当への配置転換を命ずる権限をそもそも有していなかったものというほかない。

参照条文等:労働契約法 7 条、8 条

【18】東京地裁判決令和 4 年 12 月 20 日 判例時報 2586 号 92 頁

令和 2 年(ワ)第 19198 号 不正競争行為差止等請求事件(棄却(控訴(控訴棄却)))

気管支喘息用の医療用医薬品である商品(X 商品)を製造販売する X が、X 商品の形態は商品等表示にあたり、Y1 が類似した形態を商品等表示として使用したジェネリック医療品である商品(Y 商品)を製造し、Y2 がこれを販売する行為は、不正競争法 2 条 1 項 1 号の不正競争行為に該当する等と主張して、Y1 と Y2 に対し、同法 3 条 1 項に基づき Y 商品の譲渡等の差止めを、同条 2 項に基づき、Y 商品の廃棄を求めるとともに同法 4 条、5 条 2 項に基づき、損害賠償等の支払いを求めた事案。

本判決は、商品の形態は、その形態が商標等と同程度に不正競争法による保護に値する出所表示機能を発揮するような特段の事情が無い限り、商品等表示には該当しないというべきであるとし、(1)客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴(特別顕著性)を有し、かつ、(2)特定の事業者によって長期間にわたり独占的に利用され、又は短期間であっても極めて強力な宣伝広告がされるなど、その形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知(周知性)であると認められる特段の事情について、患者は一般に医療用医薬品の形態そのものを見比べる等して当該形態自体によって選択することはない等の検討をしたうえで、X の請求を棄却した。

参照条文等:不正競争法 2 条 1 項 1 号

【19】津地裁判決令和 5 年 3 月 16 日 判例時報 2586 号 73 頁

令和 2 年(ワ)第 321 号 労働契約法 20 条違反による損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

Y 社には、期間の定めのない労働契約を締結している労働者(正社員)と期間の定めのある労働契約を締結している労働者がおり、後者については、さらに有期雇用契約社員と準社員に分かれていた。有期雇用契約社員又は準社員である X らが、Y に対し、正社員との間で、(1)通勤手当、(2)扶養手当、(3)リフレッシュ休暇、(4)賞与及び基本給、(5)年次有給休暇の半日単位の取得、(6)年次有給休暇日数、(7)特別休暇、(8)福利厚生に違いがあり、労契法 20 条に反すると主張して不法行為に基づく損害賠償等を請求した。

本判決は、個々の賃金項目に係る労働条件の相違が不合理と認められるものであるかを判断するにあたっては、賃金の総額を比較するだけでなく、各賃金項目の趣旨を個別的に考慮すべきものと解するのが相当であるとして、(2)、(3)、(5)、(7)の相違については不合理として請求を一部認容した。

参照条文等:労契法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条

【20】東京地判令和 5 年 7 月 20 日 判例タイムズ 1518 号 163 頁

令和 2 年(ワ)第 3729 号 損害賠償請求事件(請求棄却、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/508/092508_hanrei.pdf

Y(日本郵便株式会社)との間で有期労働契約を締結し、郵便配達等の業務を担当している時給制契約社員 X が、正社員に寒冷地手当を支給する一方で、同契約社員である X に支給しないのは旧労働契約法 20 条違反であるとして、Y に対し不法行為に基づく損害賠償を請求した事案。

本判決は、寒冷地手当は、寒冷地域に在勤する正社員に対し、寒冷地域であることに起因して増加する暖房用燃料費等に係る生計費をその程度に応じて補助することにより、正社員間の公平を図る趣旨で支給されているとする一方、時給制契約社員の基本賃金は、その勤務地域における地域別最低賃金相当額を基礎としており、地域別最低賃金が勤務地域毎に必要な生計費を考慮して決定されていることからすれば、時給制契約社員には寒冷地手当の支給により公平を図る趣旨が妥当しないとし、郵便の業務を担当する正社員と時給制契約社員とで、職務内容をはじめ相応の共通点があることを考慮しても、寒冷地手当の支給の趣旨が時給制契約社員には妥当しないことから、寒冷地手当にかかる労働条件の相違について旧労働契約法 20 条の不合理性はないとして、原告の請求を棄却した。

参照条文等:労働契約法(平 30 法 71 号改正前)20 条

(その他)

【21】福岡地決令和 5 年 8 月 30 日 判例時報 2584 号 107 頁

令和 5 年(ワ)第 1689 号 不当利得返還等請求事件(認容(確定))

本件の基本事件は、区分所有建物(本件マンション)の管理組合法人 X が、Y に対し、本件マンションの賃貸借契約に係る賃料の回収に関し、法律上の原因がないにもかかわらず X から司法書士報酬の名目で 162 万円を利得したとして不当利得返還請求権に基づき利得金の支払を求めるとともに、Y は、X の代表理事であった際、管理費債権 501 万円余の回収を怠り、X に損害を生じさせたとして、債務不履行による損害賠償請求権に基づき損害金の支払を求めた事案であるが、本件は、X が Y に対し、Y の訴訟代理人弁護士 A は、過去に基本事件と同一の事件において X の理事職務代行者として訴訟手続きに関与した者であり、弁護士法 25 条 1 号、同条 2 号、弁護士職務基本規程 27 条 1 号及び同条 2 号に違反するとして、A の基本事件における訴訟行為の排除を申し立てたものである。

本決定は、弁護士法 25 条 1 号の「その依頼を承諾した事件」には、裁判所から相手方の職務代行者として選任され、相手方のために訴訟行為をした事件も含むと解すべきであり、仮にこのように解することができないとしても、同号を類推適用して、当該職務が排除されると解するべきとして、A の基本事件における訴訟行為を排除した。

参照条文等:弁護士法 25 条 1 号、2 号

(紹介済み判例)

大阪高裁判決令和 5 年 4 月 20 日 判例時報 2586 号 59 頁

令和 4 年(ネ)第 1279 号 地位確認等請求控訴事件(控訴棄却(上告受理申立て))

→法務速報 250 号 21 番にて紹介済み

最三決令和 5 年 9 月 27 日 判例時報 2584 号 85 頁

令和 4 年(許)第 21 号 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報 270 号 13 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/395/092395_hanrei.pdf

最三決令和 5 年 10 月 6 日 金法 2232 号 64 頁

令和 5 年(許)第 9 号 仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報 270 号 14 番で紹介済み。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/411/092411_hanrei.pdf

最大判令和 5 年 10 月 18 日 判例時報 2585 号 23 頁
令和 5 年(行ツ)第 54 号 選挙無効請求事件(上告棄却)
→法務速報 270 号 20 番で紹介済み

最一決令和 5 年 10 月 19 日 判例タイムズ 1518 号 86 頁
令和 5 年(許)第 1 号 訴訟救助付与申立て却下決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件(破棄差戻)
→法務速報 271 号 13 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/442/092442_hanrei.pdf

最一決令和 5 年 10 月 26 日 判例タイムズ 1518 号 90 頁
令和 4 年(許)第 11 号 株式買取価格決定申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
→法務速報 271 号 9 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/454/092454_hanrei.pdf

最二判令和 5 年 11 月 6 日 判例タイムズ 1518 号 74 頁
令和 4 年(行ヒ)第 228 号、令和 4 年(行ヒ)第 229 号 法人税更正処分等取消請求事件(一部破棄自判、一分棄却)
→法務速報 271 号 19 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/467/092467_hanrei.pdf

最二判令和 5 年 11 月 17 日 判例タイムズ 1518 号 67 頁
令和 4 年(行ヒ)第 234 号 助成金不交付決定処分取消請求事件(破棄自判)
→法務速報 271 号 20 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/502/092502_hanrei.pdf

最二判令和 5 年 11 月 27 日 金法 2233 号 48 頁
令和 3 年(受)第 1620 号 取立金請求事件(破棄自判)
→法務速報 272 号 1 番で紹介済み。
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/519/092519_hanrei.pdf

2. 令和 6 年(2024 年)5 月 21 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・閣法 213 8

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

・・・国家公務員等の旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給対象の見直し、国費の適正な支出を図るため

の規定の整備等を定めた法律。

・閣法 213 10

雇用保険法等の一部を改正する法律

・・・雇用保険の適用範囲の拡大、教育訓練給付の拡充、教育訓練に係る休暇中の生活を支えるための給付金の創設等を定めた法律。

・閣法 213 12

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

・・・広域的特定活動及び拠点施設に特定居住の促進に係る活動及び施設の追加、特定居住促進協議会の設置、特定居住支援法人の指定制度等について定めた法律。

・閣法 213 14

防衛省設置法等の一部を改正する法律

・・・自衛官定数の変更、統合作戦司令部の新設を含む自衛隊の組織の改編、任期を定めた自衛官の採用を含む自衛官等の人材確保のための制度の導入及び拡大、国際機関等に派遣される防衛省の職員の業務の追加等の措置を定めた法律。

・閣法 213 16

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律

・・・我が国における脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行のための基本方針の策定、主務大臣の認定を受けた低炭素水素等の供給及び利用に関する計画に基づき事業を実施する者に対する助成金の交付及び規制の特例措置等を定めた法律。

・閣法 213 17

二酸化炭素の貯留事業に関する法律

・・・二酸化炭素の貯留事業に係る許可制度及び貯留権の創設、貯留事業における保安の確保のために必要な措置の義務付け、二酸化炭素が貯蔵された事業場の長期的な管理のための制度の整備、導管輸送事業に係る届出制度を定めた法律。

・閣法 213 19

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

・・・一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合の措置、貨物軽自動車運送事業者に対し貨物軽自動車安全管理者の選任を義務付けること等を定めた法律。

・閣法 213 24

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

・・・重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要である情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限等を定めた法律。

・閣法 213 25

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加することを定めた法律。

・閣法 213 32

放送法の一部を改正する法律

・・・日本放送協会が電気通信回線を通じて放送番組等を一般の利用に供する業務を同協会の必須業務とするとともに、当該業務により電気通信回線を通じて提供される同協会の放送番組等の受信を開始した者に対して同協会との受信契約を締結する義務を課す等の措置を定めた法律。

・閣法 213 34

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

・・・大規模なSNS事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための義務を課すこと等を定めた法律。

・閣法 213 37

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律

・・・風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するため、電波障害防止区域の指定、電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る届出等の義務及び風力発電設備の設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設すること等を定めた法律。

・閣法 213 38

道路交通法の一部を改正する法律

・・・自転車等の交通事故の防止等のため、自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止、自転車等の運転者による一定の違反行為の反則行為への追加等を定めた法律。

・閣法 213 39

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律

・・・国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章に関する規定を削除することを定めた法律。

・閣法 213 44

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律

・・・公益法人等の責務、公益認定の基準及び変更の認定の対象の見直し、公益目的事業の収入、遊休財産額の保有の制限及び区分経理に関する規定の見直し等を定めた法律。

・閣法 213 45

公益信託に関する法律

・・・公益信託の認可及びこれに対する監督を公益認定等委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度の創設等を定めた法律。

・閣法 213 47

民法等の一部を改正する法律

・・・子の養育についての父母の責務に関する規定の新設、父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようにする等の親権に関する規定の整備、子の監護に要する費用の支払を確保するための制度の拡充、家事審判等の手続における父又は母と子との交流の試行に関する規定の新設等を定めた法律。

・閣法 213 56

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律

・・・取引所における競売買の方法による取引を公開買付規制の対象に追加すること、大量保有報告制度において保有割合の合算が求められる者の範囲の明確化、委託を受けて投資運用業に関する業務の一部を行う業者の任意的登録制度の創設等を定めた法律。

3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

中村雅人 城石 惣／著 学陽書房 3,080 円

民事訴訟 裁判官からの質問に答える技術

七戸克彦／著 ぎょうせい 5,940 円

論点解説 改正民法・不動産登記法 法・政令・規則の考え方と対応

林 醇 山田庸男 増田広充 杉野龍太 辻 映穂／編 4,290 円

家事審判における抗告の理由 モデル文例と実務のポイント★

松本哲泓／著 青林書院 4,070 円

事例解説離婚と財産分与裁判実務における判断基準と考慮要素

石田健悟／著 テイハン 3,630 円

遺産分割の実務 協議書・調停関係書類・相続登記・相続人申告登記の書式と理論

足立正佳／著 商事法務 4,180 円

ダイアログ争点整理Ⅱ 契約の解釈、特に契約の成否に関する民法上の約束事を用いて

4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

小國隆輔／著 日本加除出版 8,800円
実務私立学校法

エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク／編 民事法研究会 4,950円
エンターテインメント法務Q&A(第4版)権利・契約・トラブル対応・関係法律・海外取引

本柳祐介／著 商事法務 3,850円
金融機関における犯罪収益移転防止法の実務Q&A

園部 厚／著 民事法研究会 7,700円
裁判事務手続講座10書式 借地非訟・民事非訟の実務(全訂六版)

弁護士法人 高井・岡芹法律事務所／編 民事法研究会 3,960円
Q&A現代型問題管理職対策の手引 組織強化と生産性向上のための実務指針を明示★

大井哲也 岡辺公志／編著 中央経済社 5,280円
データ利活用のビジネスと法務

5. 発刊書籍<解説>

「家事審判における抗告の理由 モデル文例と実務のポイント」

婚姻費用や児童福祉法に基づく審判など、家事審判に対する抗告の理由について、関連法規を踏まえた具体的な文例が数多く掲載されている。抗告の理由として記載すべき事実や主張などについて解説がされており、実用的な本である。

「Q&A現代型問題管理職対策の手引 組織強化と生産性向上のための実務指針を明示」

ハラスメントや不正行為などの問題行動をとる管理職に対する対応が解説されている。管理職からの降職や降格等の対応をする際に検討すべき事項についても解説されており、有用な本である。